

羽生市立三田ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月28日策定

1 いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「羽生市立三田ヶ谷小学校いじめ防止基本方針」（以下 三小基本方針）を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止のための取組

「いじめの防止対策のための組織」には生徒指導委員会をあてる。

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌作り～

①人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

③体験学習の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。 ⑤

保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や懇談会、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについて指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

○明るい挨拶運動

いじめゼロを目指した児童会活動の推進（一人一人が自己評価）

○学級目標の見直し

いじめアンケート（毎学期）・・・各自の行動目標

○人権作文

一人一人が作文を書き、人権意識の高揚を図る。

○授業参観

人権教育の視点に立った授業公開

○感謝の会

日頃お世話になった人への感謝

校長が、「いじめ」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。「いじめ」の構造やいじめ問題について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返られる

ようにする。

②児

童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・三田ヶ谷タイムでの異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫

○人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

○人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく、専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導にいかすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合を想定する。

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童が自殺を企図した場合
- その他、身体に重大な障害を負う、金品の重大な被害等。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会に報告し、指示を受ける。

(3) 調査

①調査を行う組織

学校が主体となって実施する場合「いじめの防止対策のための組織」である生徒指導委員会とする。

②調査の実施

教育委員会の指示を受けて行う。この調査は、当該事態への対処や同様の事態の発生防止のために行うものである。その際、情報内容や情報提供した児童に関するプライバシーの保護について配慮しなければならない。

- いじめられた児童から聞き取りが可能な場合
 - ・当該児童への聞き取り
 - ・必要に応じて在籍児童や教職員からの聞き取りやアンケート調査
- いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望や意見の聴取
 - ・調査のあり方について保護者と協議した上での着手

③調査結果の報告

調査結果は教育委員会に報告する。